

**平成30年度までにサービス管理責任者等
(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者)
従事要件を満たしている方へ**

令和5年度末までに更新研修を受講してください

平成31年4月1日の制度改正により、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修(令和3年度より実施)と段階的に分け、さらに現任者を対象とした更新研修を創設されました。

平成30年度までにサービス管理責任者等としての従事要件(研修修了及び配置の実務経験)を満たしている方は、令和5年度末までに更新研修を受講しなければ資格失効となり、令和6年度以降サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。(実践研修を修了することで再取得可能です。)

令和5年度の更新研修を受講希望者が集中した場合、更新研修を受講できない可能性があります。そのため、受講を希望する全ての方が期間内に受講していただけるよう、事業所等において、計画的に更新研修の申込をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○今回の更新研修を修了された方は、5年度毎に1回の更新研修の修了が必要です。

更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回修了する必要があります。

令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
修了	この5年度以内に2回目を修了					この5年度以内に3回目を修了				